

◎新潟県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字袖山丁308、丁309の1、丁383から丁392まで、丁393の1、丁394の1、字久保田丁531、丁532の1、字南久保丁922の2、字屋敷くね丁931、字居尻沢丁932から丁940まで、丁941の1から丁941の3まで、丁942から丁947まで、丁948の1、丁948の2、丁949から丁956まで、字長面丁957から丁965まで、丁966の1、丁966の2、丁967、丁968の1、丁969から丁971まで、丁972の1、丁972の2、丁973、丁974、丁1049の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）